

I C A = 国際協同組合同盟

協同組合のアイデンティティに関する声明(第2次・最終案)

定義

協同組合は、共同所有され民主主義的に制御される企業を通じて、共通の経済的・社会的または文化的ニーズをみたすために、自発的に団結する組合員の自律的な連合体である。

価値

協同組合は、自助、相互責任、民主主義、平等、公正、公平および連帯という価値に基礎をおく。協同組合の活動は、正直、公開、社会的責任、ならびに他者への配慮という価値によって導かれる。

原則

協同組合は、以下の協同組合諸原則を忠実に実行することによって、自らの価値を実践に移す。

第1原則：自発的かつ開かれた組合員組織

協同組合への組合員の加入・脱退は自発的に行なわれる。協同組合は、協同組合のサービスを利用することができ、かつ組合員としての責任を引き受ける用意のあるすべての人々に対し、門戸を開放する。その際、性的・社会的・人種的・政治的ないしは宗教的な差別があってはならない。

第2原則：民主主義的統治と参加

組合員は自らの協同組合を民主主義的に制御する。第一次協同組合においては、組合員は一人一票の平等な投票権を享受する。その他のレベルの協同組合は、適切な民主主義的方式によって組織される。協同組合の役員を務める男女は、自らの行動について、組合員に責任を負う。役員は、組合員、管理者、および適切な限り従業員を、意思決定に参加させる。

第3原則：組合員に依拠した経済

組合員は、自らの協同組合の資本に平等に貢献し、その成果を平等に配分する。出資申し込みは組合員の条件であり、配当がある場合、組合員はこの出資額に対して制限された配当を受け取る。協同組合の資本の一定部分は、通常、集団的に所有される。組合員およびその他の人々は、協同組合に対する組合員の制御が保持される限りにおい

て、市場的な条件で、協同組合に対する義務的出資以上の財政的投資を行なうことができる。組合員は、剰余を次の諸目的のいずれか、ないしはすべてに配分する。すなわち、協同組合のいっそうの発展、組合員の協同組合との事業取引に応じた利益の還元、協同組合運動のいっそうの強化を含めた共通のサービスまたはその他のサービスの提供、である。

第4原則：サービスへの自覚的取り組み

協同組合は、効率的かつ市場競争に耐え得るように運営されなければならない。協同組合は、自らの組合員に対して（適切な場合にはその他の人に対しても）、最良の質の生産物やサービスを、納得できる価格で供給することである。協同組合の従業員に対しては適切な訓練と、公正な支払いを行なわなければならない。

第5原則：自律

協同組合は、組合員が制御する自律的な自助組織である。協同組合が政府、その他の組織と協定を結ぶ場合には、協同組合の自律性を保証する条件において、協同組合は自由な立場からそれを行う。

第6原則：教育

協同組合の発展は、積極的かつ相互的な教育計画にかかっている。協同組合は、組合員と指導者、および従業員が、各自の責任を効果的に果たせるようにするために、それぞれに対する教育の機会を提供する。協同組合は、公衆、とくに若い人々やオピニオン・リーダーに対し、協同の本質と利点に関して情報を伝える。

第7原則：協同組合間協同

協同組合は、地域的、全国的、国際的な機構を通じて、あらゆる実践的方法で協働することによって、組合員に最も効果的に奉仕するとともに、協同組合運動を強化する。

第8原則：コミュニティへの責任

協同組合は、自からが存在するコミュニティに関心を払う。協同組合は、環境を尊重し組合員に受け入れられる政策を通じて、コミュニティの持続可能な発展のために奮闘する。